

新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

### 新潟県規則第21号

新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する等の規則

(新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

**第1条** 新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年新潟県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(職員の員数等の特例) <b>第23条</b> 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第7条第4項、第9条第4項及び第5項、第13条第5項、第15条第3項及び第4項並びに第19条第3項(第21条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、 <u>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準省令」という。)</u> の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援基準省令第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。)を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。 2～4 (略)	(職員の員数等の特例) <b>第23条</b> 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第7条第4項、第9条第4項及び第5項、第13条第5項、第15条第3項及び第4項並びに第19条第3項(第21条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、 <u>新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第71号。以下「指定通所支援基準条例」という。)</u> の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援基準条例第6条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。)を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。 2～4 (略)

(新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則及び新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則の廃止)

**第2条** 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則(平成25年新潟県規則第7号)
- (2) 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則(平成25年新潟県規則第8号)

### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。